

全建事発第 006 号

令和 6 年 4 月 2 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔 公 印 省 略 〕

共同企業体協定書の改正について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、共同企業体については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において適切に活用されるものとされており、各種運用準則により、その取扱いが定められています。

この度、国土交通省より、添付資料の通り、共同企業体協定書の一部改正を行う旨の情報提供がありました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ本件について周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 01_ 【経常 JV】「中小建設業の振興について」の一部改正について
- 02_ 【特定 JV】「建設工事共同企業体の取扱いについて」の一部改正について
- 03_ 【地域維持 JV】「地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」の一部改正について
- 04_ 【復旧・復興 JV】「復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」の一部改正について

以 上

担当:事業部 川瀬

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp